

河津利恵子 委員長

それでは、増田裕一委員、質問項目をおっしゃってください。

増田裕一 委員

職員の再雇用について、住宅用火災警報機について、時間があれば区民事務所会議室について。使用する資料ナンバーは104番です。

まず、杉並区におきます職員の再雇用に関する枠組みについて、その概要をお尋ねします。

職員課長

これは、嘱託員取扱要綱に基づきまして、再雇用を希望する者の中から区行政に積極的に寄与する意欲がある、そういう者の中からさらに、現役時代に培った豊富な知識、経験、そういうものを生かして職務を円滑に遂行できるという者について、この要綱に基づいて期間を定めて再雇用する。

一方で、関係団体からの推薦依頼がある場合には、適任者がいる場合については推薦を行っているというようなことになってございます。

増田裕一 委員

雇用期間は何年で、それは延長できますか。

職員課長

非常勤ですので、任用期間は1年ということで、更新して65歳までということになってございます。

増田裕一 委員

では、資料に基づきまして、平成16年から平成20年にかけて、杉並区から補助金を受給している外郭団体へ再雇用された課長級以上の職員数をそれぞれお示してください。

職員課長

推薦に基づいて採用された年度で申し上げますと、16年度1人、17年度4人、18年度が1人、19年度が4人、今年度が4人でございます。

増田裕一 委員

昨今、公務員を取り巻くさまざまな不祥事とかもあります。こういった補助金を受給している外郭団体に再雇用される際に、退職時の所管と関係する団体にはされないですか、そういった制限規定はあるんでしょうか。

職員課長

外郭といいますか、まず1つ、民間企業へ再就職する場合については、その企業との関係が厳正に保たれるようにということで、これについては基準を設けて規制をかけてございません。

いわゆる区が補助金を出す公益性を認めている団体については、そのときの公益性ですとか行政の必要ですとか、適任者がいるかどうかということを見きわめて推薦を行っておりますので、特にそのような、全体としての制度については設けてございません。

増田裕一 委員

在職時の行政手腕を生かせるということも一定の理解はできるんですけども、先ほども申し上げましたが、公務員やその周辺におきます昨今の不祥事というものをかんがみますと、より一層綱紀粛正に努める必要があると考える次第でございます。

一例といたしまして、課長級以上の職員のことについて取り上げましたけれども、補助金を受給している団体などがあるという現実を踏まえますと、再雇用先に関する制限規定に退職時の所管と関係する外郭団体も加えるべきであると考えますが、ご所見をお尋ねいたします。

職員課長

今の委員のご意見は、それが区行政に対しての透明性ですか公正性とか公益性を害するようなことがあれば、当然そういうことはしていかなければいけないと思っています。ただ、現在の関係団体への推薦は、公益性や行政のよりよい効率性等も勘案してやっておりますので、今後とも区民の誤解を招くことのないように行っていきたいと考えてございます。

増田裕一 委員

このような問題は、公務員に限ったことではなくて、我々議員についても同様に求められておりますので、他自治体の先進事例を参考にしながら、区議会のほうでも議論していかなければならない、そのように思っております。

では、続きまして、住宅用火災警報機につきましてお尋ねします。

消防法が改正されまして、住宅用火災警報機の設置が義務づけられました。法改正の概要を説明してください。

防災課長

東京消防庁管内では、平成16年10月1日から、住宅を新築または改築する場合は、住宅用火災警報機の設置が現在義務づけられてございます。

また、既存住宅につきましても、平成22年4月1日から設置を義務づけるというものでございます。

増田裕一 委員

では、それを受けまして、杉並区におきましてはどのような対応を行っておりますでしょうか。

防災課長

区の対応でございますが、現在、災害時要援護者支援という形の中で、高齢者世帯あるいは障害者世帯に対しまして設置助成を行っております。また、一般向けとしましては、防災課のほうで防災物資のあっせんというものを行ってございまして、そういう中で普及啓発を行っているところでございます。

増田裕一 委員

住宅用火災警報機につきましては、不正確な情報であったり、また、情報そのものを知らなかったりすると、消火器詐欺ですとかいろいろありましたけれども、そういった悪徳商法や詐欺につけ入るすきを与えかねませんので、さらなる周知徹底に努めていただくことを要望いたします。

さて、住宅用火災警報機につきましては、発信音によって警報を知らせるということもありまして、耳が遠い高齢者の方や聴覚障害者につきましても、別途対応が必要である旨が指摘をされております。要援護者の件につきましては、先ほど防災課長からもお話がありました。まず、耳が遠い高齢者の方への対応は、今のところどのようになっていますでしょうか。

障害者施策課長

現在、高齢者で聴力障害のある方につきましては、光で知らせる装置のある警報機を使用しております。

増田裕一 委員

高齢者の方ばかりが聴覚障害があるわけではございませんので、全般の聴覚障害者の方に対してはどのような対応をされていますでしょうか。

障害者施策課長

聴力障害のある方につきましては、現在のところ、障害者枠の中では特に音声による警報機のみ使用しておりますので、という状況でございます。

増田裕一 委員

今後、区民の皆さんの声に対しまして、区としてはどのような対応を考えますでしょうか。

障害者施策課長

現在既に、一部につきましては、光とか文字情報、振動等、聴覚以外の感覚器に訴える機器が開発されているというふうに聞いておりますので、早急に情報等を収集しながら、導入に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

増田裕一 委員

私もいろいろ調べてまいりますと、結構高いんですね、これ。ですので、そういった方々も身の安全性を保たれるように、何とぞ配慮を要望したいと思います。

では、区民事務所会議室につきましてお尋ねしたいと思います。

かつて出張所ですとか社会教育会館として使用されていた建物は、今現在どのように使用されておりますでしょうか。

地域課長

現在、区民事務所会議室として利用されているものに加えて、例えば在宅介護支援センターでありますとか文書保管庫、グループ保育等に活用されてございます。

増田裕一 委員

今現在、区民事務所会議室は何カ所ありますでしょうか。

地域課長

18カ所でございます。

増田裕一 委員

区民事務所会議室を借りて使用する際の一連の流れをお示しく下さい。

地域課長

まず予約をさざんかねっとでしていただきます。利用当日までに近くの地域区民センターまたは区民集会所、区民事務所に行ってくださいまして、使用料を払っていただくと同時にかぎをもらいます。当日利用していただきました後に、かぎを返却ボックスにお返し願うという流れでございます。

増田裕一 委員

では、今現在の区民事務所会議室の主な使用用途と実際の利用状況を教えてください。

地域課長

利用用途でございますけれども、一番多いのが趣味とか学習などでお使いになる場合、それから、地域のいろいろな団体がございますので、その会議でお使いになるのが一番多いでございます。

増田裕一 委員

利用状況。

地域課長

失礼しました。利用状況でございますけれども、全体で申しますと、当該年度は約60%でございます。

増田裕一 委員

先ほどの一連の流れもありますけれども、60%ということで、公会堂に関しては75%、もうちょっと有効に活用できるんじゃないかなと思います。私自身も何回か利用させてもらったことはございますし、かつて出張所として使われたところは、駅前、駅に若干離れているところもありますし、それこそ私が住んでおります成田のあたりでは、本当に住宅地の真ん中にありますので、いろいろだと思うんですね。さすがに18カ所もありますので、杉並区におきまして、今後区民事務所会議室についてそのあり方をどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

企画課長

既存の出張所という施設のあいたものを有効活用を図るべく、その地域なり立地条件に合った最大限の活用策ということで、この間活用に努めてきたわけでございます。7年ほどたった中で、今お話もありました利用状況とかございます。それから中には文書の保管庫ですとか、そうすると、どうしても杉並の貴重な財産というか、いい場所をそういう形で使っていくのが最大限の有効活用かというのがあります。

そういうところで、今私どもとしても、全部を検討しているということではございませんけれども、施設によっては今後のあり方についても検討しております。いずれにいたしましても、貴重な財産として有効活用を図るべく、今後も必要な見直しについては考えてまいりたいと存じます。

増田裕一 委員

先ほど地域課長からもご説明ありましたとおり、1回使ってみると、区民事務所へ行ってかぎを借りて、使用料を払って返して、結構手間なんですね。そういったことも含めて、利用実態を見ますと、地域の会議等で使われているという実態も踏まえまして、区内には町会・自治会会館ですとかそういったものもございまして、ある種そういったところに管理をお願いしてもよいのかなというようなこともありますし、また、先ほど企画課長からもお話がありまして、全体の流れの中で見直しを図っていただきたいなというふうに思いますが、当面それまでの利用方法の改善につきましては、何かお考えはありますでしょうか。

地域課長

利用方法につきましては、目的外利用ということで暫定的に利用していることですので、現在の無人の形態で、近くの地域区民センターなり集会所が受け付けを行うという方法を当面続けていきたいというふうに思っております。